

KHKS



液化石油ガス法施行規則関係技術基準

KHKS 0739(2003)

平成15年3月 制定

(2009年 確認)

高压ガス保安協会

2003

免責条項

高圧ガス保安協会は、この基準に関する第三者の知的財産権にかかわる確認について責任を負いません。この基準に関連した活動の結果発生する第三者の知的財産権の侵害に対し補償する責任は使用者にあることを認識し、この基準を使用しなければなりません。

高圧ガス保安協会は、この基準にかかわる個別の設計、製品等の承認、評価又は保証に関する質問に対しては、説明する責任を負いません。

この基準に関する質問等について

1. 技術的内容に関わる質問

この基準を使用するにあたって、規定について不都合があり改正が必要と考えられる場合、追加の規定が必要と思われる場合、又は規定の解釈に関して不明な点がある場合には、以下の方法に従って技術的質問状を提出してください。技術的質問状は、高圧ガス保安協会の公正性、公平性、公開性を原則とする技術基準策定プロセスを用いて運営される担当委員会組織により検討された後、書面にて回答されます。

1.1 技術的質問状の作成方法

1.1.1 必要事項

技術的質問状には、以下の事項について明確に示してください。

a) 質問の目的

下記の中の一つを明示してください。

- 1) 現状の基準の規定の改正
- 2) 新しい規定の追加
- 3) 解釈

b) 背景の情報

高圧ガス保安協会及びその担当委員会が、質問の内容について正しく理解するために必要な情報を提供してください。また、質問の対象となっている基準の名称、発行年、該当箇所を明示してください。

c) 補足説明の必要性

技術的質問状を提出する人は、その内容に関してさらに詳細な説明をするため、又は委員会委員から受けるであろう質問に関しての説明を行うため、担当委員会の会議に出席することができます。当該説明の必要がある場合には、その旨明記してください。

1.1.2 書式

a) 基準の規定の改正又は追加の場合

基準の改正又は追加に関する質問を提出する場合には、下記の項目を記してください。

1) 改正又は追加の提案

改正又は追加の提案を必要とする基準の該当規定を明確にするため、該当部分のコピーに手書き等で明示するなど、できるだけわかりやすく示したものを添付してください。

2) 必要性の概要説明

改正又は追加の必要性を簡単に説明してください。

3) 必要性の背景の情報

高圧ガス保安協会及びその担当委員会が提案された改正又は追加について、十分に評価し検討できるように、その提案の根拠となる技術的なデータ等の背景情報について提供してください。

b) 解釈

解釈に関する質問を提出する場合には、下記の事項を記してください。

1) 質問

解釈を必要とする規定について明確にし、できるだけ簡潔な表現を用いて質問の提出者の当該規定に関する解釈が正しいか又は正しくないかを尋ねる形式の文章により提出してください。

2) 回答案

解釈に関する質問を提出する人が、上記1)に対する回答案がある場合には、"はい"又は"いいえ"に加えて簡単な説明又はただし書きを付した形式の回答案を付してください。

3) 必要性の背景の情報

高圧ガス保安協会及びその担当委員会が提案された解釈に関する質問について、十分に評価し検討できるように、その提案の背景を示してください。

1.1.3 提出形式

技術的質問状は原則ワープロ等で作成し、必要に応じて明瞭な手書きの書類等を添付してください。技術的質問状には、質問者の名前、所属先名称、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを明記し、下記宛に電子メール、FAX又は郵送により送付してください。なお、提出された情報(個人情報も含む)は、高圧ガス保安協会及びその担当委員会における必要な作業を行うために利用され、原則的に一般に公開する担当委員会において公表されることがあります。また、高圧ガス保安協会及びその担当委員会から質問の内容について確認のための問い合わせを行う場合があります。

2. 技術的内容に関わる質問以外の質問

技術的内容に関わる質問以外の質問については、高圧ガス保安協会の規格担当がお答えいたしますので、電子メール、FAX又は郵送により下記宛にお問い合わせください。

3. 問い合わせ先及び技術的質問状の送付先

この基準に関するご質問は下記までお問い合わせください。また、技術的質問状については書面で下記宛にお送り下さい。

記

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部協会技術基準担当宛
〒105-8447東京都港区虎ノ門4-3-9住友新虎ノ門ビル
E-mail : lpg@khk.or.jp
TEL : 03-3436-6108
FAX : 03-3438-4163

制定等の履歴

平成15年 3月制定

平成21年 3月確認

1 . 埋設管腐食測定器

埋設管腐食測定器は、供給管等に直流電流を流し、抵抗を測定し、腐食の診断を行うものであって、次表に適合するものであること。

表 示	通電変化幅及び腐食速度値はマイコンで処理して表示
電圧計	分解能 1 mV以下、入力インピーダンス 11×10^6 測定範囲 0 ~ - 7 0 0 0 mV以上
電流計	分解能 0 . 0 1 mA以下、内部抵抗 5 0 以下 測定範囲 0 ~ 1 2 0 mA以上
端 子	基準電極端子、ガス管端子、通電棒端子
特 記	本器には、埋設配管の非掘削状態における通電試験で得られた測定値から算出した通電変化幅 (m V / m A) と、掘削切出した管体の測定値 (最大腐食深さ) との相関を求めた関係式から算出された値を表示すること。 通電変化幅 (m V / m A) は、埋設配管の管対地電位値から、通電時の管対地電位値を差引き、これで得られた電位値の差をこの時の通電電流値で除したものをいう。

2 . バルク供給用電子式液面計

電子部品を用いて計測及び計測値を表示する液面計にあつては、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（平成9年3月17日通商産業省告示第127号）第4条第1号から第7号に定める基準に加えて、次の基準に適合するものであること。

- 1 液面計は、-30 から+40 までの状態において、使用上支障のないものであること。
- 2 液面計は、通常の使用状態において、雨水、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。
- 3 液面計は、通常の使用状態において、+40 で湿度90%以上の状態にあるとき使用上支障のないものであること。
- 4 液面計は、イソブタンの濃度が2.5%以上3.5%以下の雰囲気中において、液面計を作動させたとき誘爆しないものであること。
- 5 次に掲げる計測に係る異常表示を行うものであること。
 - 電池電圧低下時（電池を用いるものに限る。）
 - 信号線断線及びセンサー異常による計測異常時

参考 技術基準中で引用する法令等について

1. バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件
(平成9年3月17日通商産業省告示第127号) 第四条第一号から第七号

引用箇所	2. バルク供給用電子式液面計
(液面計の設置等)	
第四条 規則第十九条第一号ホ又は第三号八(2)の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	
一 液面計は、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外のものであること。	
二 耐圧部分を有する液面計にあつては、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品であること。	
三 液化石油ガスに接触する部分を有する液面計にあつては、バルク容器又はバルク貯槽内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	
四 液面計の計量値の誤差は、当該液面計が設置されているバルク容器又はバルク貯槽の内容積の百分の五以内であること。	
五 可動部を有する液面計にあつては、輸送中の振動に耐えるものであり、かつ、可動部について型式ごとに作動試験を行い、三千回以上の反復作動試験に耐えるものであること。	
六 液面計は、使用中に加えられる振動に耐えるものであること。	
七 液面計の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。	
イ 製造事業者の名称又は記号	
ロ 製造番号	
ハ 製造年月	
八 (略)	